

# 経営計画作成セミナーのご案内



経営環境が大きく転換し、先行き不透明な時代が今後も継続することが予想されます。経営環境が如何に変化しても持続的成長を続けるためには、経営者の考えや自社の現状を正確に把握し、目指すべき方向を捉えた自社の経営計画をしっかりと立てることが必要です。

商工会では、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援することを目的に「経営計画作成セミナー」を開催します。

※本セミナーは「小規模事業者持続化補助金」の申請に対応し実施いたします。

## 日時及び内容

|      | 開催日時                            | 内 容                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回目 | <b>4 / 1 金</b><br>19:00~ 21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営計画書作成の意義、経営計画立案の考え方・進め方</li> <li>小規模事業者持続化補助金公募要領</li> </ul>                                                 |
| 第2回目 | <b>4 / 7 木</b><br>19:00~ 21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営環境分析（顧客ニーズと市場の動向）、自社の事業構造分析（自社および自社の提供する商品・サービスの競争優位性の評価）</li> </ul>                                         |
| 第3回目 | <b>4 / 13 水</b><br>19:00~ 21:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営環境分析（顧客ニーズと市場の動向）、自社の事業構造分析（自社および自社の提供する商品・サービスの競争優位性の評価）</li> <li>経営戦略の立案、戦略実現のための具体的施策（販路拡大策）展開</li> </ul> |
| 第4回目 | <b>4 / 22 金</b><br>19:00~ 21:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の立案、戦略実現のための具体的施策（販路拡大策）展開</li> <li>小規模事業者持続化補助金申請内容</li> </ul>                                            |

講 師

柳沼マネジメント・コンサルタント事務所

代表 柳 沼 芳 裕 氏【中小企業診断士】

場 所

川俣町商工会館 2階

受講対象

常時使用する従業員が20名以下の事業所

卸業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）については5人

定 員

20名

受講料

無料

主 催

川俣町商工会

**締切：3/25（金） FAX 024 - 565 - 2382**

※下記申込書を記入の上、郵送・FAXでお申込みください。

経営計画作成セミナー 受講申込書

事業所名

電 話

住 所

F A X

参加者名 ①

参加者名 ②

お申込み・問い合わせ

川俣町商工会

〒960-1454 伊達郡川俣町字八反田23番地

TEL 024-565-2377



# 『小規模事業者持続化補助金』 って？



例えば、顧客獲得や集客力向上のため、

- チラシ・WEBサイトでの広告
- 新商品の開発
- 新機械装置等の購入(単価50万円未満)
- 古い商品パッケージデザインを一新
- 販路開拓とあわせて行う業務効率化
- レイアウト変更・店舗改装
- 商談会・見本市への展示

をお考えの皆様をバックアップします！！



その他  
いろいろ  
使い方  
いろいろ

## ■ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者(注1)が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額:50万円(注2, 注3)。

●(注1)小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

●(注2)補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

●(注3)以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。①雇用を増加させる取り組み②買い物弱者対策の取り組み③海外展開の取り組み

●(注4)原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります(連携する小規模事業者数により異なります)。

●(注5)商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

ご相談ください！！



お申込み・問い合わせ

 川俣町商工会

〒960-1454

伊達郡川俣町字八反田23番地  
TEL 024-565-2377